

し二〇斤（小斤）が一般的であり、「十五斤」（小斤）はやや少量である。

(15)(31)は刻書。(15)は付札状を呈するが、横幅に対して長さが極端に短い。「主寸」はスグリ。(31)は厚めの材を用い、上端の左右両角を削り落とし、上端・左右両辺の表側を面取りするが、加工は荒い。一部の文字は天地逆。

(27)は地名を記した削屑。(28)(29)は習書木簡。(28)は嫡子などの用語に関係するものか。(29)は上端二次的削り、左辺二次的割截。表面は習書だが、裏面は「東方」とあり、合点が付けられているので、物品の出納に使用された木簡の可能性もある。(16)も「物齋」とあり、何らかの物品納入との関連が想定される。

9 関係文献

奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要二〇〇七』（二〇〇七年）

同『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』二二（二〇〇七年）

（市 大樹）

山田寺木簡の重要文化財指定をめぐって

二〇〇七年五月、山田寺跡出土木簡二五点が重要文化財に指定された。現時点で日本最古の木簡の一つである削屑から、九世紀の經典貸出記録の木簡まで、時期も内容も多様だが、木簡群としての一括指定という点は、これまでの木簡の重文指定と同じコンセプトに基づく。ただ、今回の指定は建築部材、埴伝、瓦など他の出土遺物と一括した考古遺物としての指定で、指定の範疇が異なる（先例には草戸千軒町遺跡出土木簡がある）。

国宝及び重文の指定基準を定めた文部省告示において、木簡は古文書の一項目とされる一方、考古の出土品にも含み込まれるようになっていく。木簡の資料としての特質が、こうした指定のあり方にも反映しているといつてよい。

しかし、木簡が異なる範疇で指定を受けたり、同じ出土文字資料でも木簡は古文書、墨書土器は考古資料……、というのはやはり違和感を禁じ得ない。資料としての属性の根本に関わり、また法律論議も絡んでくるので、軽々には論じられないけれど、出土文字資料としての指定というのがあっていいと思うのだが、いかがなものであろうか？

（渡辺晃宏）